

民間分譲住宅地開発支援事業が スタートします！



補助金
最大

500万円

1 制度の概要

昨今の豪雨災害の激甚化などにより、宅地開発による周辺への悪影響防止、安心して住み続けられる住宅地整備が求められています。

安心安全な分譲住宅地開発を促進するため、**民間事業者が実施する分譲住宅地開発の公共施設の整備に要した費用**に対して**補助金を交付**します

2 補助対象

次の4つのすべての要件を満たす開発事業が奨励金の対象です

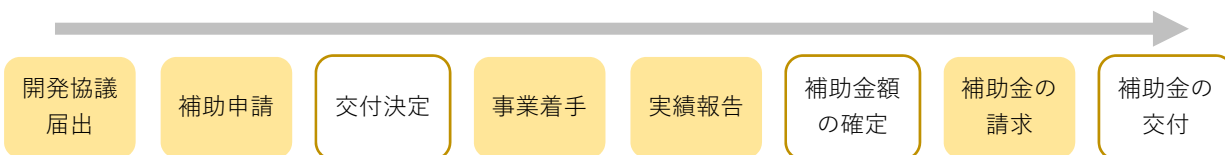
① 恵那市土地開発に関する条例に基づき恵那市と協定を締結した事業であること

② 恵那市内で実施するもの

③ 開発する土地の面積の6割以上が住宅用地かつ3区画以上※を整備するもの ※1区画が165㎡以上

④ 公共施設（道路・排水路・調整池）を整備して恵那市に帰属するもの

3 手続き方法



問い合わせ
申請窓口

恵那市役所 建設部 都市整備課 計画係

☎ 0573-26-2111

<http://www.city.ena.lg.jp>



恵那市公式キャラクター
エーナ



市ウェブサイトページ

交付対象の経費と交付額の算出方法

公共施設として恵那市に帰属される施設が交付対象になります。

対象施設	対象経費	算定基準	交付額
① 道路	幅員5m以上の道路における舗装（表層及び路盤）工事に要した経費	道路舗装面積1㎡につき 5,000円	対象経費と算定基準の いずれか低い金額に2分の1
② 道路側溝	道路側溝工事に要した経費 内壁幅が30cm以上でふた付のもの、 集水ます及び屈折ますを含む	側溝の延長1mにつき 24,000円	対象経費と算定基準の いずれか低い金額に2分の1
③ 排水路	排水路の工事に要した経費	排水路の延長1mにつき 24,000円	対象経費と算定基準の いずれか低い金額に2分の1
④ 調整池	調整池の工事に要した経費	—	対象経費の2分の1

※施工業者が市内に本社を有していない場合は上記の交付額からさらに1/2となります